

「公益目的支出計画」の実施完了について

令和 7 年（2025 年）7 月 22 日
一般財団法人滋賀県教職員互助会理事長

当会は、公益法人制度改革に伴い、滋賀県知事の認可を受け、平成 25 年 4 月 1 日に一般財団法人へ移行いたしました。

一般財団法人移行時の公益目的財産額は公益目的事業の支出によって“零”とすることとなっており、当法人は 12 年で完了する「公益目的支出計画」を提出して公益目的事業（学校生き生き活動支援事業）を実施してまいりましたが、令和 7 年 3 月 31 日をもって事業を完了し、令和 7 年 7 月 15 日付けで「公益目的支出計画実施完了請求書」を提出いたしました。その後、審査を経て、令和 7 年 7 月 17 日付けで滋賀県知事より「公益目的支出計画の実施完了の確認書」（滋総第 341 号）を受領いたしました。

これにより、一般財団法人移行に関する手続きが全て完了いたしましたので、ご報告いたします。